

企画調整委員会規程

令和8年7月7日制定

一般社団法人建設RXコンソーシアム

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人建設RXコンソーシアム（以下「本会」という。）定款第7条および委員会規程（総則）に基づき設置する企画調整委員会（以下「本委員会」という。）について、その権限、所掌事項、構成および運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(委任される権限の位置づけ)

第2条 本委員会は、定款第7条の規定に基づき、理事会の決議により、正会員および協力会員の入会可否の決定に関する権限を理事会から委任された機関とする。

2 本委員会は、理事会の監督の下に、その権限を行使する。

(所掌事項)

第3条 本委員会は、次に掲げる事項について決定、調整または整理を行う。

1. 正会員および協力会員の入会申込みに関する可否の決定
2. 入会に付随する条件の整理および通知
3. 理事会に付議される事項について、事前の調整、整理その他理事会運営の円滑化に資する業務
4. 理事が関与する講演、対外活動その他本会の活動に関するスケジュール調整
5. 運営委員会の議事次第、予算、広報関係の調整
6. 行政機関、関係団体その他の外部機関との連携および折衝に関する事項
7. 展示会、見学会その他本会が参加または主催するイベントの企画および調整
8. 会員規程第6条の規定に基づく、会員が行う公表等（プレス発表等）に関する事前承認
9. 前各号に付随する事項

(理事会への報告)

第4条 本委員会は、入会可否の決定状況について、定期的に理事会へ報告するものとする。

(構成)

第5条 本委員会は、理事会を構成する会社に所属する社員のうち、委員長が指名する委員をもって構成する。

(委員長および副委員長)

第6条 本委員会に、委員長1名および副委員長2名を置く。

2 委員長および副委員長は、理事会が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定める順位により、その職務を代行する。

(運営)

第7条 本委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

(補則)

第9条 この規程に定めのない事項については、定款、委員会規程（総則）および関係法令の定めるところによる。